

報部

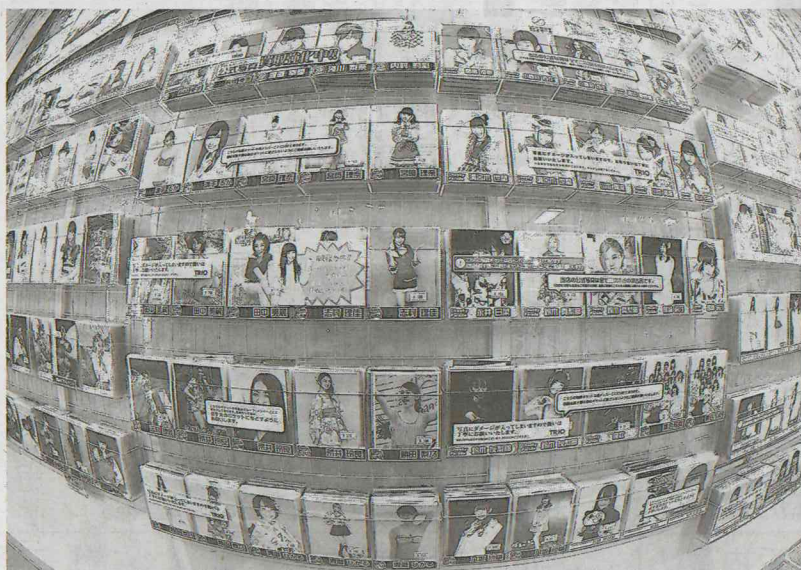
FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

# 「アイドルの交際禁止」はダメ

## 東京地裁判決

契約に反して異性と交際した元アイドルに対し、東京地裁(児島章朋裁判官)は昨秋、芸能事務所に損害賠償を支払うように命じる判決を出した。波紋を広げる内容の判決だったが、最近、「交際禁止の規定は幸福追求の自由を著しく制約している」とする新たな判決が出た。ブラッくな論理に基づく人権無視のおかしさを明確に示している。(中山洋子)

今回の判決は十八日、東京地裁(原克也裁判長)で出た。判決によると、アイドルグループのメンバーだった女性(こはな)は二〇一二年四月、東京都内の芸能事務所と契約を結んだ。「ファンと交際した場合は損害賠償を求めると」という取り決めがあったが、女性は二三年十二月ごろファンの男性と交際を始め、一四年七月に契約解除を申し出た。事務所側は「(交際が)会社に損害を与えた」と主張。契約違反だとして、女性と交際相手の男性に対し、約九百九十万円の損害賠償を求めて提訴した。判決は「ファンはアイドルに清廉性を求める傾向が強く、交際制限の規定はマネジメント側の立場に立てば一定の合理性はある」としながらも、「職業上の特性としても、いささか行き過ぎ」と指摘した。



壁一面に並ぶアイドルの生写真(魚眼レンズ使用)  
=東京・外神田のTRIO AKIBAカルチャーズZONE店で(写真と本文は関係ありません)

ント会社の主張を認め、所属していた少女(こはな)の側に、六十五万円の支払いを命じた。双方が控訴せず、判決は確定したが、「恋愛の自由をどこまで縛れるのか」と物議を醸す司法判断だった。

国際人権団体「ヒューマンライツ・ナウ」事務局長の伊藤和子弁護士は「交際禁止の判決には疑問を覚えた。今回の原裁判長の判決は当然の人権感覚に基づくものだ」と話した。

アイドルの恋愛禁止は、ある種のファンタジーとしてあいまいに存在するルールといえる。ある種の罪悪感が伴うはずだが、最近では芸能界のモラルハザード(倫理観の欠如)が起きているのではないかと懸念している。

伊藤弁護士は、アイドルの恋愛禁止をめぐる損害賠償請求訴訟が続く現状を危ぶむ。「言うまでもないが恋愛禁止ルールは人権侵害以外の何ものでもない。憲法二三条が保障する幸福追求権を侵害し、人権に反する契約を無効とする民法九〇条にも抵触する。個人の自由を侵すルールを正当化することは許されない」

少女たちの性被害の問題に取り組むNPO法人「人身取引被害者サポートセンターライトハウス」広報担当の瀬川愛葵氏は「AV出演を強要される少女たちから相談を受けるが、契約書が脅しの材料に使われている。法的知識が十分でない若者に非人道的な契約を押しつけるケースも多い」と話し、恋愛禁止を認めなかった新たな司法判断を歓迎する。

瀬川氏は少女を商品化してきた日本のアイドル文化が影響しているとみる。「アイドルが交際するとファンが悲しみ、人気落ちる」という事務所側の経済的利益ばかり擁護され、少女の人権が顧みられてこなかった。この機会に立ち止まって考えてほしい」

「異性と交際は人生を自分らしく豊かに生きる自己決定権そのもの」「恋愛感情を抱くことは人としての本質の一つ」「交際は幸福追求権の一面」。仕事上の契約で「恋愛を禁止して

きない」という至極まっとうな指摘だった。だが、昨年九月、児島裁判官はまったく逆の判決を

出した。「アイドルである以上、男性ファンからの支持獲得には、交際禁止の条項が必要だ」と、マネジメ

ンツは「交際は幸福追求権の一面」として、仕事上の契約で「恋愛を禁止して

## 恋愛は「人生の幸福追求権」

「異性と交際は人生を自分らしく豊かに生きる自己決定権そのもの」「恋愛感情を抱くことは人としての本質の一つ」「交際は幸福追求権の一面」。仕事上の契約で「恋愛を禁止して